



船橋市議会議員（市民民主連合）

う ら た ひ で お

立憲民主党

# 浦田秀夫通信

145号（通算179号）  
（2023年秋季）

自宅 船橋市松が丘 3-49-2-207 TEL・FAX 047-466-6019

事務所 船橋市高根台 6-38-9 携帯 080-1074-4455

メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ・FB 浦田秀夫で検索

## 私道を市に寄付しやすい制度に

令和5年度第3回定例市議会では、高齢化社会を迎え、本市にとって避けて通れない課題として、①私道を市に寄付するときの費用負担などについて、②管理不全の空家対策について、③馬込霊園の合葬墓の整備について一般質問で取り上げました。

### 寄付時の費用負担の補助と 寄付基準の緩和を

昭和30年～40年代に開発された宅地の道路で市に帰属されず私道のままになっている道路が市内各地に存在しています。



高齢化が進み、道路が老朽化し、道路の維持・管理が困難な状況から、私道を市に寄付（移管）したいという相談が寄せられています。

しかし、私道を市に寄付するときは測量や添付書類作成に多額の費用がかかり、厳しい寄付の基準・条件がついています。その上に地権者全員の同意が必要です。

ほとんどの場合、相談の段階で、費用の負担や寄付の基準・条件、地権者の全員同意などを聞き、寄付を諦めているのが現状です。

私道ではあってもほとんどの道路は、所有者以外に不特定多数の市民が利用しており、公道と何ら変わらないものです。

この私道を一定の基準のもと市に寄付し、市が管理することは市民の通行と安全を確保するために必要なことです。

現状を把握し、市民の声を聞き、寄付にかかる費用の負担のあり方や基準の緩和、同意を取ることが困難な不在地主調査の支援・協力など、今の制度を大胆に見直し、もっと寄付をしやすい制度にすべき時期に来ているとして市の見解を質しました。

### 基準の見直しや費用の補助を 検討すると市が答弁

市は、私道の管理について、施設の老朽化、管理する方の高齢化が進行中で、対応に苦慮していることは認識している。

私道には、不特定多数の方の通行の用に供されているものがあり、このような私道に対する寄付基準について、道路構造や他市の寄附基準などに照らし合わせ見直しできるものがないか改めて検討したい。測量や登記などの費用の補助については、内容や交付方法など他市の事例を参考に検討していきたい。不在地主調査等お困りの点については、事案ごとに丁寧に相談に乗らせていただきたいなどと答弁しました。

市の答弁を評価しながら、特に市民がもっとも苦慮しているのが費用負担の問題で、佐倉市では測量や添付書類作成に要する費用の2分の1を上限なしで助成している。

2分の1の補助では不十分だが、これらを参考にぜひ検討してほしいと要望し、検討結果については次の議会でお聞きしたいと述べました。

### 中村哲さんパネル展・ふなばし

とき 11月27日～12月3日

9時30分～19時

（初日は13時～ 最終日は15時まで）



会場 船橋市民ギャラリー第2ホール 無料

主催 中村哲の意志を継ぐ会 090-4919-9140 相川

## 管理不全の空家対策を 強化する法律改正

空家対策の推進に関する特別措置法が先の国会で改正されました。

居住目的のない空家は、この20年で約1.9倍に増加し、今後さらに増える見込みです。



これまで、緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家、つまり特定空家への対応を中心に制度的措置が定められていましたが、特定空家になってからの対応には限界があることから、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保するなど空家対策を総合的に強化するものです。

管理不全空家に対する苦情や対策を求める市民の声が寄せられていますが、解決に至らない事例が多いのが現状。本市における現状や法改正の内容について質問しました。

市は、令和3年11月策定した空家等対策計画によれば、空き家と推計した件数は2,376戸。

昨年度の近隣市民らかの相談件数は361件、草木の繁茂や越境などが多く寄せられている。

現行法に基づき現地調査をし、所有者への情報提供や助言を行なっている。

今回の法改正により現行法では特定空家以外の空家については、所有者への情報提供や助言のみでしたが、放置しておけば特定空家になる恐れのある空家を「管理不全空家」として指導できるようになると答弁しました。

## 相続財産管理制度を活用

具体的な事例として、近隣住民から苦情の出ている高根台6丁目の管理不全空家の対応について伺いました。

相続人となるものがない空家で、売却ができる可能性が高い場合、相続財産管理制度を活用し、市が利害関係人として、相続財産清算人の選定を家庭裁判所に申し立て空家の解消を図っている。

高根台6丁目の空家については、この条件に該当することから、9月7日に家庭裁判所に相続財産清算人選任の申し立てを行ったと答弁しました。

## 合葬墓の早期整備を

馬込霊園の合葬墓の整備については、平成15年（2003年）1月に策定した馬込霊園第5次整備画で霊園内に5,000体の遺骨の収容が可能な合葬墓の建設を目指すことを市民に明らかにしました。それから20年が経過しましたが、今だ実現していません。



合葬墓は、区画墓地の使用料より安価な設定で、代々の継承の必要がなく費用を抑えられることから市民の要望・需要が高い形態です。近隣のほとんどの市で整備済みです。

この間、霊園周辺地域の皆さんの理解を得るための交通渋滞対策に時間がかかってきたことは理解できますが、整備計画を市民に発表してから20年、あまりにも遅すぎるのではないかと疑問をもちました。

合葬墓の整備を期待しながら亡くなられた方や遺骨を部屋に置いて待っている方もたくさんいらっしゃいます。

平成3年9月議会でも質問しましたが、現時点での整備の見通しはどうなっているのか改めて質問しました。

市は、墓参車両による渋滞対策として道路整備や交差点器量などを完成させた。本年度交通量調査を実施する予定で、地元自治会に説明しご理解を得られたら合葬墓の整備に着手したい。計画案の見直しや設計委託に1年、設計に2年、工事に2年かかることから整備完了まで概ね5年かかると答弁しました。

地元自治会への説明は必要なこととしながら、予算措置から整備完了まで概ね5年ばかりすぎで、設計や工事をもっと短縮できないかと疑問をもちました。

市は、複数の工程を同時に進めるなど工期の短縮に努めていきたいと答弁しました。

### 監査委員に選任されました。

4月行われた市議会選挙で、3,762票のご支援をいただき9期目に当選することができました。「市民の命と暮らしの安心を創る」ために4年間頑張っています。今後ご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。常任委員会は健康福祉委員会に所属し、監査委員に選任されました。